

くるみの会 会則

第1条 本会は、「くるみの会」と称する。

第2条 本会の事務所は、株式会社くるみ福祉会本社とする。

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、もって会員の社会的地位の向上に寄与する。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿などの作成をし、会員への情報を発信
- (2) 会員親睦会などの開催
- (3) 会員の自主的な研修会の支援
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

第5条 本会の会員は、くるみ福祉カレッジ修了者である。会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出する。くるみ福祉カレッジ教員は、特別会員となる。

第6条 会員は、入会金、年会費を納入することはない。

第7条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長

第9条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

付則 この会則は総会決議後、平成 28 年 1 月 1 日より施行する。